

一般国道1号近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業
募集要項等に関する質問への回答

令和5年12月6日
中部地方整備局

募集要項に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目等	質問内容	回答
1	-	用語の定義			用語の定義	バス事業者とは、「特定車両停留施設の運営のうち、バスの運行に関わるものに参画する民間事業者をいう。特定車両停留施設へテナントとして入居する。」とありますが、具体的には要求水準書にある6.1.3にある、どの業務に係る事業者の事を指すのでしょうか。	バス事業者が実施する業務の指定はありませんので、事業者がバスターミナルを適切に運営できるよう、運営業務に携わる企業間で適宜調整して事業者の提案により定めてください。
2	-	用語の定義			用語の定義	バスの運行管理業務は再委託が可能な業務という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	-	用語の定義			用語の定義	要求水準書の6.2.1(2)運行管理のみを行う場合でもバス事業者となりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	-	用語の定義			用語の定義	大規模修繕については国による実施となっておりますが、その内容につき運営権者として意見、修繕内容の協議は可能でしょうか。	大規模修繕の内容については、「要求水準書 8.2.2 表7 計画書等の作成」により事業者が作成し、国へ提案する「長期修繕計画書」に基づき協議することは可能ですが、大規模修繕の内容については国が判断して決定します。
5	1	1	-	(4)	募集要項等	実施方針、要求水準書案に関する質問及び意見への回答は募集要項等の資料で変更のないものは、その回答が引き継がれるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	3	2	2.1	(7)	事業方式	様式13-C-1や様式15の記載内容を検討するにあたり、ECI事業の事業実施体制や事業スケジュール(内装整備の工事実施可能時期を含む)を公表頂けますでしょうか。	実施体制については、公表可能な資料はありません。 現時点でのECI事業のスケジュールについては、下記を確認してください。 https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/eci/data/shiryo_20230124.pdf
7	3	2	2.1	(7)	事業方式	「優先交渉権者の立場からバスターミナル運営等事業の実施にあたり、ECI事業の設計・施工に関与でき、」とあるが、特定車両停留施設内の車路仕様にも意見することは可能でしょうか。(表層の仕様など)	特定車両停留施設内の車路仕様にも意見することは可能です。基本協定書(案)第15条(ECI事業への関与)に規定しているとおり、当該意見等をECI事業の設計・施工に反映するか否かについては、国がその裁量に基づき判断します。
8	4	2	2.1	(9)	費用負担	「サービス購入料の提案額については、上限額(842,600千円)を超えてはならないものとする」とありますが、842,600千円は税込みでしょうか。	税抜きの金額です。
9	4	2	2.1	(9)	費用負担	「サービス購入料についてはECI事業への設計・施工関与を踏まえ、当初提案価格を上限として実施契約締結時の協議により見直しを行うことがある」とありますが、見直しを行う事象として、どのようなものを想定していますでしょうか。	ECI事業で整備する施設内容の変更等により、例えば、施設面積の大幅な変更等、本事業の維持管理・運営の実施方法等に大幅に影響する場合等を想定しています。

募集要項に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目等	質問内容	回答
10	4	2	2.1	(9)	費用負担	サービス購入料の算出根拠となっている、運営費と維持管理費についての想定金額と算出根拠をお示いただけますでしょうか。	運営費、維持管理費の金額、算定根拠は非公表です。収支計画については、事業者自らの経営判断により検討し、提案してください。
11	4	2	2.1	(9)	費用負担	収入で見込んでいるテナント賃料収入額を店舗毎、具体的にお示いただけますでしょうか。	テナント賃料収入の金額、算定根拠は非公表です。事業者自らの経営判断により検討し、提案してください。
12	4	2	2.1	(9)	費用負担	想定されているテナント賃料収入額は、坪単価いくらで想定されていますでしょうか。	テナント賃料収入の金額、算定根拠は非公表です。事業者自らの経営判断により検討し、提案してください。
13	4	2	2.1	(9)	費用負担	想定されているテナント賃料収入額は、いくつかの事業者へヒアリングの上、決定されたのでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	4	2	2.1	(9)	費用負担	収入としているコインロッカーは、25台で金額の見込みをご教示ください。	コインロッカーの収入の金額、算定根拠は非公表です。事業者自らの経営判断により検討し、提案してください。
15	4	2	2.1	(9)	費用負担	収入としている自動販売機の収入想定金額をご教示ください。	自動販売機の収入の金額、算定根拠は非公表です。事業者自らの経営判断により検討し、提案してください。
16	4	2	2.1	(9)	費用負担	収入としている広告料収入の想定収入額の算定根拠をご教示ください。	広告料収入の金額、算定根拠は非公表です。事業者自らの経営判断により検討し、提案してください。
17	4	2	2.1	(9)	費用負担	サービス購入料は税込み金額でしょうか。	税抜きの金額です。
18	4	2	2.1	(9)	費用負担	サービス購入料の上限額の算出根拠をお示いただけますでしょうか。	サービス購入料の上限額の算出根拠は非公表です。サービス購入料は、別紙1「サービス購入料の算定及び支払い方法」第1に記載のとおり、「バスターミナル運営等事業費」、「その他の費用」、「開業にあたり必要な初期投資額等」から構成されます。募集要項 別紙1を修正します。

募集要項に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目等	質問内容	回答
19	4	2	2.1	(9)	費用負担	別紙1サービス購入料の支払い方法について、各支払期の支払金額及び当該金額にかかる消費税等を、原則として、毎回、国が事業者からの請求を適法に受理した後30日以内に、かつ各年度末の翌月末までに支払う。とありますが、原則外とはどのような状況かご教示頂けますでしょうか。	例えば、国の予算成立が遅れた場合や、サービス購入料の減額等を行う際に、改定後のサービス購入料を算定中の場合等が想定されます。
20	4	2	2.1	(9)	費用負担	別紙1サービス購入料の支払い方法について、サービスの対価は、第3.「サービス購入料の改定」に規定する改定及び第4.「サービス購入料の減額措置」に定める規定による減額が行われない限り、第1回目の支払いを除き、原則として、毎支払いに同額を支払うものとする。とされていますが、同額ではなく、年により収支のばらつきが予想されるため、変動支払を提案させて頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。
21	4	2	2.1	(9)	費用負担	サービス購入料の支払い時期はバスターミナルの開業からという理解でよろしいでしょうか。	実施契約の締結日以降からサービス購入料の支払いが発生します。 なお、年度途中で契約を行う場合、サービス購入料は月割りでの支払いとなります。 募集要項 別紙1を修正します。
22	4	2	2.1	(9)	費用負担	新規路線の誘致業務はサービス購入料の算定内にある運営費にあたる理解しており、誘致業務は施設が稼働を始める実施契約前に必要と考えとおります。その為、開業準備期間中であっても運営業務に係る費用はサービス購入料として、1年程度前倒して、受け取り提案できる理解でよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。新規路線の誘致は、事業者の責任と費用負担により実施してください。
23	4	2	2.1	(10)	事業者による運営の結果生じる収益等の帰属	「利便施設の運営により得た収入」とは、SPCとしての収入かつ賃料収入のみであり、テナント入居者における飲食・物販等による収入ではないという理解でよろしいでしょうか。また、要求水準書、7.4に記載のある事業者が必要と考え、任意で行う事業・業務による収入は含まないという理解でよろしいでしょうか。	前段：お見込みのとおりです。 後段：現時点では、お見込みの通りですが、その収入が多いと判断された場合には、協議によりプロフィットシェアの対象とすることを検討します。
24	4	2	2.1	(10)	事業者による運営の結果生じる収益等の帰属	図3にある想定収入にサービス購入料は含まれますでしょうか。	含まれません。
25	4	2	2.1	(10)	事業者による運営の結果生じる収益等の帰属	プロフィットロスシェアの導入された場合は毎年支払いと収入がある理解でよろしいでしょうか。	プロフィットシェア、ロスシェアを導入した場合は、毎年、プロフィットシェアとなる場合は国へ納付、ロスシェアとなる場合は国が支払いをします。なお、プロフィットシェア、ロスシェアの導入後、概ね5年毎を目途に、利便施設の運営状況を踏まえ、想定収入及び閾値の見直しについて、国と事業者とで協議を行うことを想定しています。 募集要項 別紙2を修正します。
26	4	2	2.1	(10)	事業者による運営の結果生じる収益等の帰属	プロフィットロスシェアの導入は5年以内に導入を協議し、決定するまでは適用されないということでしょうか。	お見込みのとおりです。

募集要項に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目			項目等	質問内容	回答
27	5	2	2.1	(11)	1)		図4 工事区分のイメージ	利便機能を持つ場所であっても、交通機能・公共機能をもつ機器の導入については国負担という理解でよろしいでしょうか。 (カフェ内のバス案内サイネージなど)	利便施設内に設置する機器のうち、国の負担で整備するものは「添付資料10 情報提供施設設置箇所」に示すデジタル複合情報案内板です。
28	5	2	2.1	(11)	1)		図4 工事区分のイメージ	執務室内の交通機能・公共機能に関わる機器の導入については国負担という理解でよろしいでしょうか。	「要求水準書 4.1.2 表6」に記載のとおり、執務室内の交通機能に関わる機器(OA機器、バス管制用のセンサー設備及びバス管制に係る表示機・サーバー等)は事業者の負担となります。
29	5	2	2.1	(11)	2)	①	維持管理業務	本来大規模修繕の対象部分に該当する修繕について、国の判断により見送られた工事範囲より不具合が発生した場合の工事負担については国負担と理解してよろしいでしょうか。	不具合が生じた原因について調査を行い、国が大規模修繕を実施しなかったことに起因すると判断した場合の工事費は国が負担します。
30	5	2	2.1	(11)	2)	①	維持管理業務	具体的な検討にあたり、維持管理費の算出するために必要な現時点で想定される図面一式(意匠図・機械設備図・電気図)ご教示ください。	現在設計中のため公表はできません。
31	6	2	2.1	(11)	2)	②	運営業務	その他業務について近鉄四日市エリマネ活動への参加とあるが、具体的に活動想定は御座いますでしょうか。	今後、市や関係者等を含めた新たな協議会等の場で協議し、具体的な内容について検討することを想定しています。
32	6	2	2.1	(11)	2)	②	運営業務	当社は、電動キックボードやセグウェイなどの設置提案を検討しており、パーソナルモビリティにより周辺の回遊性向上が出来たらと考えております。中央通り再編計画で行う事業(Park-PFI)にて、パーソナルモビリティを設置する計画はございますでしょうか。	本事業の対象外であるため、回答ができません。
33	6	2	2.1	(11)	2)	②	運営業務	バスターミナルとしてバス停が集約された後の各便において、想定しているバス時刻表の開示をお願いいたします。	近鉄四日市駅周辺における現状のバス運用事業形態に留意した上で、事業者で提案してください。
34	6	2	2.1	(11)	3)		利便増進事業	事業者が任意で行う事業・業務について、特定車両停留施設外も巻き込んだイベントを企画し、収入を享受することは可能でしょうか。	可能です。特定車両停留施設外では、当該管理者の許認可を受けてイベント等を実施してください。
35	6	2	2.1	(15)			更新投資の取り扱い	更新投資について、特定車両停留施設との一体性が認められる対象は国の保有資産となり、運営権の効果が及ぶとありますが、最低限バス運行に関わる機器の導入費や更新については国負担という理解でよろしいでしょうか。	更新投資に係る費用は事業者の負担となります。 「要求水準書 4.1.2 表6」の記載内容をはじめ、事業者にて更新投資するものは全て事業者負担となります。

募集要項に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目		項目等	質問内容	回答
36	6	2	2.1	(15)		更新投資の取り扱い	更新投資について、初期に国により整備された設備についての、更新や設備に導入されているソフトウェアのアップデート等は国の負担で行うという理解でよろしいでしょうか。	更新投資に係る費用は事業者の負担となります。更新の目的が機能向上・法令対応に関わらず、更新投資するものはすべて事業者負担となります。
37	7	2	2.1	(17)		運営権対価の支払い	現在運営権対価は0円で設定されておりますが、その為今回は評価における金額点において、運営権対価に関する提案は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	7	2	2.1	(18)		特定車両停留施設に停留できる車両の種類(予定)	現在(予定)となっておりますが、募集要項質疑に対する回答時に変更の可能性はありますでしょうか。	特定車両停留施設に停留できる車両の種類については、募集要項質疑に対する回答時点では変更はありません。
39	7	2	2.1	(18)		特定車両停留施設に停留できる車両の種類(予定)	観光地との連携の観点より、一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車(貸切バス)を加えて頂ければと存じます。	特定車両停留施設に停留可能な運送事業としては、一般乗合旅客自動車運送事業(路線バス)もしくは一般乗用旅客運送事業(タクシー)を予定しており、現時点で一般貸切旅客自動車運送事業の指定は想定していません。追加指定については、事業者による誘致業務の状況等を踏まえ、検討します。
40	7	2	2.1	(18)		特定車両停留施設に停留できる車両の種類(予定)	次世代モビリティとの連携も想定されていましたが、次世代モビリティ(自動バス)は特定車両停留施設内には停留する想定ではないという理解でよろしいでしょうか。	現時点では、「一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車」として「路線バス」が、「一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車」として「タクシー」が、特定車両停留施設に停留可能な車両として指定される予定です。次世代モビリティ(自動バス)が、特定車両停留施設に停留可能と指定された「自動車運送事業の用に供する車両」として判断される場合は、特定車両停留施設内での停留は可能と想定されます。
41	7	2	2.1	(18)		特定車両停留施設に停留できる車両の種類(予定)	次世代モビリティ(自動バス)は特定車両停留施設内に停車しない想定であれば、停留可能場所をお示しいただけますでしょうか。	現時点では、特定車両停留施設内に停車しない次世代モビリティ(自動バス)の停留可能場所は、「■用語の定義(イメージ図)」に示す「荷捌き・乗降スペース」等が想定されますが、国の管理範囲外となるため、自治体や商店街など関係者との調整が必要となります。
42	7	2	2.1	(20)	3)	事業者の資産等	事業者の保有資産について、国または国の指定する第三者への引継ぎについて、引継ぎ詳細は協議となっているが、資産買取についても協議可能でしょうか。	資産買取についての協議は行いません。実施契約書(案)第61条1項(1)に基づき、資産買取について、本事業の実施のために事業者が保有する資産は、全て事業者の責任において処分してください。ただし、国又は国の指定する者が必要と認め、通知したもについては、運営権終了時点の簿価相当額で買い取りを行う場合があります。
43	9	3	3.2	(1)	イ	応募者の構成	イにて「代表企業を除く構成企業は応募時に様式集及び・・・委任状を代表企業へ提出し」とあり協力企業に関する言及はありませんが、様式集に記載の通り、協力企業も委任状を提出する必要があるとの認識でよろしいでしょうか。	協力企業を設定する場合は、協力企業も応募時に様式集及び記載要領に定める委任状を代表企業へ提出してください。募集要項を修正します。

募集要項に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目		項目等	質問内容	回答
44	9	3	3.2	(1)	イ	応募者の構成	SPCから業務を受託する構成企業以外の者がSPCに出資することは可能でしょうか。可能である場合、入札参加者に含まれるでしょうか。	SPCから業務を受託する構成企業以外の者は、協力企業です。協力企業はSPCに出資しない企業のため、出資は不可です。なお、応募グループに属さない企業がSPCに出資することはできません。
45	9	3	3.2	(1)	エ	応募者の構成	SPCを設立する場合、参加表明において、それぞれが関わる業務を明記することとなっているが、役割や業務について参加表明後に変更は可能でしょうか。	各企業の役割や実施する業務の変更については、募集要項3.2(3)各業務に携わる企業に求める要件を満たす場合のみ可能です。
46	9	3	3.2	(1)	オ	応募者の構成	再委託禁止業務の内、「その他関連業のうち共用約款の策定」とあるが、その他関連業務とは、具体的には何にあたるでしょうか。	募集要項2.1(11)2)②に示す供用約款の策定、広報活動、「近鉄四日市駅バスターミナル検討部会」及び「中央通り再編関係者調整会議」への参加、近鉄四日市駅周辺におけるエリアマネジメント活動への参加、連絡協議会の実施等を指します。
47	9	3	3.2	(2)		応募企業、構成企業に共通の参加資格	当該要件は、協力企業においても満たす必要があるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。募集要項を修正します。
48	10	3	3.2	(3)		各業務に携わる企業に求める要件	SPCの事業管理等を実施する企業は「3.2(2)共通の参加資格」を満たせばよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	10	3	3.2	(3)	1)	各業務に携わる企業に求める要件	既に事業期間が終了した駐車場PFI事業の取組み実績(維持管理)は、対象実績に含まれますでしょうか。実施方針、要求水準書(案)に関する質問への回答では含まれると回答を頂いております。	含まれます。
50	10	3	3.2	(3)	1)	各業務に携わる企業に求める要件	「バスターミナル(略)の維持管理実績を有する者であること」とありますが、バスターミナル専用施設ではなく、バス乗降所を含む複合施設や空港ターミナルビル等も対象実績に含まれますでしょうか。実施方針、要求水準書(案)に関する質問への回答では含まれると回答を頂いております。	含まれます。
51	10	3	3.2	(3)	2)	各業務に携わる企業に求める要件	「バスターミナル(略)の運営実績を有する者であること」とありますが、バスターミナル専用施設ではなく、バス乗降所を含む空港施設の運営事業(PFIコンセッション事業)を行うSPCへの出資実績は、対象実績に含まれますでしょうか。実施方針、要求水準書(案)に関する質問への回答では含まれると回答を頂いております。	含まれます。
52	10	3	3.3	(1)		募集スケジュール(予定)	1回の質問回答で疑義が解消されない場合を考慮し、2回目の質問の機会を設けていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

募集要項に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目				項目等	質問内容	回答
53	10	3	3.3	(1)				募集スケジュール(予定)	募集要項・守秘義務資料の公表から質問提出までの期間が短く、検討にあたり不明点を残してしまう可能性があるため、質問の機会を追加で設けていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
54	10	3	3.3	(1)				募集スケジュール(予定)	募集要項募集要項等に関する質問に対する回答の公表から提案書期間が短く、十分な提案ができない可能性があります。期間を延長いただくことはできないでしょうか。	原案のとおりとします。
55	10	3	3.3	(1)				プレゼンテーションの参加者について	プレゼンテーションの参加者について、人数・参加者の規定はありますか。	プレゼンテーションの実施日時・参加者数・発表時間等の詳細は現時点では未定のため、要求水準を満たすことが確認された応募者に対して、別途、通知します。
56	10	3	3.3	(1)				プレゼンテーションの掲示資料について	プレゼンテーション時の掲示資料について、提案書を用いての説明でしょうか。スライドを用いての説明でしょうか。スライドを用いる場合、掲示できるのは提案書の抜粋のみでしょうか。またプレゼン時間など概要が決まっていればお伝えください。	提案書または提案書の内容を抜粋したスライド(提案書の記載内容の変更がなければ、スライド用にレイアウトの変更は可能)を用いた説明を想定しています。プレゼンテーションの詳細については、要求水準を満たすことが確認された応募者に対して、別途、通知します。
57	10	3	3.3	(1)				募集スケジュール(予定)	運営権の設定と実施契約の締結は令和8年度(予定)とありますが、基本協定書(案)第20条には、「令和9年度中を目途に国が別途指定する日(以下「実施契約締結予定日」という。)を目途として実施契約を締結させること」とあります。いずれが正でしょうか。	募集要項の募集スケジュール(予定)が正です。基本協定書(案)、実施契約書(案)別紙1を修正します。
58	13	3	3.3	(7)	3)	c)		優先交渉権者選定の方法	次点交渉権者は公表されるでしょうか。また、各グループ構成は詳細に公表されるでしょうか。	優先交渉権者の選定結果公表時に、次点交渉権者(複数で応募する場合は各企業名も含む)の名称についても公表します。
59	13	3	3.4	(3)				SPCの設立等	SPCを設立しない場合の条件が規定されていますが、応募グループによる応募の場合、すべての会社が要件を満たすことを条件にSPCを設立しないことが認められますでしょうか。	認められません。
60	13	3	3.4	(3)				SPCの設立等	SPC所在地は事業者による提案でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

募集要項に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目		項目等	質問内容	回答
61	15	3	3.5	(4)	3)	提出書類の取り扱い	提案書類を公開する場合、「応募者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容(特殊な技術やノウハウ等)が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。」とありますが、この明示は提案時にする必要はなく、公開する場合の国との調整段階で明示すればよいという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
62	16	4	4.1	(4)		業務の履行の検査	国は、会計法に基づく検査を年1回(年度末)に行い、検査の合格をもってバスターミナル運営等事業のサービス購入料を支払うとあります。このサービス購入料とは、「サービス購入料の算定及び支払い方法 P1 第1 サービス購入料の構成」に記載されている、その他の費用、消費税及び地方税も含まれていると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
63	18	5	5.2			本事業の対象施設	三重交通と三岐バスのバス停は決定していますでしょうか。	三重交通と三岐バスのバス停配置は、現時点では決定していません。
64	18	5	5.2			本事業の対象施設	バス管制システムについて必要であれば、民間事業者により設置することができるかとされていますが、現在のバス停設置されているのであれば、メーカー名を開示いただくことは可能でしょうか。	現在のバス停に、バス管制システムは設置されていません。
65	18	5	5.2			本事業の対象施設	バス管制システムについて必要であれば、民間事業者により設置することができるかとされていますが、バス会社の意見を聞き、必須設備ではないという理解でよろしいでしょうか。	バス管制設備(システム)の必要性は、各バス事業者により異なるため提案事項とします。
66	18	5	5.2			本事業の対象施設	今回バス停の集約がなされ、チケット販売もできるだけ集約したいと考えており、各バス会社が現状使用しているチケット販売・発券システムをご教示いただけないでしょうか。(高速バスネット・発車オーライなど)	各バス事業者が現状使用しているチケット販売・発券システムの詳細は公表できません。事業者による提案事項とします。
67	18	5	5.2			本事業の対象施設	現在三重交通や三岐バスが使用しているバスロケーションシステムをご教示いただけませんでしょうか。(メーカー名)	各バス事業者が、現状使用しているバスロケーションシステムの詳細は公表できません。事業者による提案事項とします。

別紙1 サービス購入料の算定及び支払い方法に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目等	質問内容	回答
1	1	第1			サービス購入料の構成	開業準備期間に要する費用(内装工事費に限らず、SPC設立・管理費等を含み、優先交渉権者及びSPCにて負担する費用)は、実施契約に基づき、実施契約に基づく効力発生日以降の年度末からのSPCからの請求となり、かつ、事業期間にわたり平準化されて支払われるということでしょうか。この場合、SPCに資金調達が必要となり、負担も大きくなることから、別途開業準備期間におけるサービス購入料の支払い(優先交渉権者及びSPCのどちらからでも請求可能)をご検討いただけますでしょうか。	前段:開業準備期間に要する費用は、実施契約に基づく効力発生日以降の年度末の第1回目の支払いにおいて、SPCからの請求に基づき支払います。そのため、第1回目の支払いのみ、2回目以降の平準化された額とは異なります。なお、開業準備に要する費用のうち、様式14-cの「Ⅱ. その他費用」は、サービス購入料に含みますが、様式14-cの「Ⅰ. 開業準備」については事業者の負担としており、サービス購入料には含みません。 後段:サービス購入料は、実施契約に基づいて支払うものとしており、実施契約締結前である開業準備期間中に国がサービス購入料を支払うことはありません。
2	1	第1			サービス購入料の構成	「サービス購入料から控除される額」として、「停留料金及びその他の利用料金の計画収入額から、開業にあたり必要な初期投資額等を控除した、事業者の提案額」とありますが、控除される項目をご教示ください。	控除される「開業にあたり必要な初期投資額等」とは、様式14-cの「Ⅱ. その他費用」の項目が該当します。国は、様式14-cの「Ⅱ. その他費用」は支払いますが、様式14-cの「Ⅰ. 開業準備」については事業者の負担としており、サービス購入料には含みません。
3	1	第2	1		支払方法の基本的な考え方	実施契約の締結日が年度途中の場合であっても、初年度のサービス購入料は多年度と同様平準化されたものとなるのでしょうか。	初年度が年度途中の場合は、初年度のサービス購入料から月数割した金額に、様式14-cの「Ⅱ. その他費用」を加算した額とします。 そのため、初年度のみ他年度の平準化された額とは異なります。 なお、提案時は、令和8年4月1日を実施契約締結日として提案してください。 募集要項 別紙1を修正します。
4	2	第3	3		改定方法	「実施契約締結以降、対価を改定していない費用については、実施契約締結日の属する年度の4月10日時点で確認できる最新の指標を前回改定時の指標をみなす。」とありますが、実施契約締結前にサービス購入料の支払いを想定しているのでしょうか。想定していない場合、第1回目の支払いについての前回改定時の指標は実施契約締結日の属する年度となると理解しますが、基本協定締結日の属する年度の4月1日の指標とすべきではないでしょうか。	前段:支払いは想定していません。 後段:実施契約締結日以降、対価を改定していない費用については、基本協定締結日の属する年度の4月10日時点で確認できる最新の指標とします。「前回改定時(第1回の支払については基本協定締結日の属する年度の4月10日)の指標に対して」と修正します。 募集要項 別紙1を修正します。

別紙3 業績等の監視及び改善要求措置要領に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目				項目等	質問内容	回答
1	11	第7	2	(2)				減額算定及び罰則点付与のための区分	サービス購入料は支払区分はなく、かつ、各業務に要する費用から、施設の営業収入を控除したものとなるため、支払区分ごとの減額は、サービス購入料総額を各業務費用に按分した額に対して行われるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	15	別紙						重大な事象の具体例	重大な事象となる判断基準(例)に示されている事項で重大な事象と判断される場合は、不可抗力や第三者の責によるものは該当せず、事業者の責による場合のみという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

資料1 実施契約書(案)に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目等	質問内容	回答
1	2	第1章	第2条	2	公共性及び民間事業の趣旨の尊重	事業環境に応じた協議について、発注者の請求だけでなく事業者も請求できるようにお願いいたします。	事業者は、発注者に対して協議を求めることができ、発注者は合理的な理由なくして当該協議を留保等しないものとされていることから、原案のとおりとします。
2	3	第2章	第8条	3	本事業の実施体制等	技術革新した場合は実施体制の無人化を協議できますでしょうか。	協議可能です。
3	4	第2章	第9条	2	業務委託・請負契約の締結	「バス便・タクシーの移行調整業務」とは具体的にはどういった業務でしょうか。新ターミナルへの移行調整という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書6.2.9バス便・タクシーの移行調整業務に記載のとおりです。
4	5	第2章	第11条	2	事業者による許認可の取得等	本事業を実施するために必要となる許認可の取得とは、どういった許認可でしょうか。	道路法における許認可として、実施契約を超える物件設置については占用手続き(運営権者特例)が必要です。なお、この場合、警察署長から道路使用許可を受ける必要があります。このほか、事業者において要求水準書等に基づき実施する業務に必要な許認可については、事業者が実施する具体の業務に応じて、適切に検討してください。
5	6	第2章	第15条		利便施設使用条件	利便施設の使用を予定している構成企業からSPC外の第三者に転貸する際、国土交通省が発行する「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」によると、「テナント等特定の第三者に貸し付けるためには、PFI法第69条又は地方自治法238条の4第2項に基づき、管理者等と運営権者との間で、実施契約と併せて、例えば、賃貸借契約等をあらかじめ締結…」とあるが、利便施設に該当する建物について、事前に事業者と賃貸借契約等を締結することは可能でしょうか。運営権者以外がテナント入居する予定の建物についても、同様の対応が必要と推察しますので、ご見解をお聞かせください。	国と運営権者との間では、道路法第48条の45に基づく協議成立で満足することから、同協議とは別に賃貸借契約等の締結は要しません。
6	7	第3章	第17条	3	要求水準の変更	法令変更に基づく要求水準変更により減少した事業者の費用を全額発注者に帰属させるのは事業者の負担が大きい(連動して収入も減る場合がある)ため、協議事項としてください。	原案のとおりです。要求水準書の変更が法令変更による場合で事業者の支出又は負担を免れた費用の負担については、第48条第5項に従い、サービス購入料の支払いから控除します。なお、収入の減少については、第51条(需要変動)の適用があり得ます。
7	7	第3章	第17条	3	要求水準の変更	本条に基づく要求水準書の変更により事業者の費用が減少する場合には、当該費用相当額については発注者の帰属とする。とあるが、事業者努力による減額でも発注者に帰属するのでしょうか。	事業者の費用の減少が、要求水準書の変更ではなく事業者努力に起因する場合には、本項の適用はありません。
8	7	第3章	第18条		監視職員	監視職員は予告なくモニタリングに来るのでしょうか。	発注者において有効かつ適切な監視を実施するため、合理的な範囲で予告なく監視を行う場合があります。

資料1 実施契約書(案)に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目等	質問内容	回答
9	11	第4章	第29条	3	本施設の更新投資	特定車両停留施設との一体性が認められる部分とは判断基準をご教示ください。	特定車両停留施設との一体性が認められる部分とは、国の資産と物理的・機能的に一体となり、撤去等により当該資産を損傷する恐れのあるもの等を想定しています。設置状況を踏まえ個別に判断します。
10	12	第4章	第31条	5	事業者の保有資産等の追加投資	発注者(国)が請求した場合とはどういった状況でしょうか。	当該新規投資等の対象となる資産等について、事業終了後に国が必要とする場合等、国が将来において当該資産等の所有権を取得することを希望する場合を想定しています。
11	12	第4章	第31条	5		実施契約第31条の5と60条の2、61条の違いは何でしょうか。また、買取時期の判断はいつ行われるのでしょうか。事前同意がなされたものは買取がなされるのでしょうか。	前段:第31条第5項は、事業期間中における事業者の保有資産等の新規投資、改修及び追加投資時の、発注者の請求に基づく売買の予約を規定したものとなります。また、第60条第2項は、事業終了時における発注者所有の更新投資部分に係る補償がない旨を規定したものの、第61条は、事業終了時における事業者所有の資産の取扱い(原則として処分を要するが、発注者の買取りがあり得ることなど)を規定したものとなります。 中段:第31条第5項の場合は、事業者による当該保有資産等の完成・購入前まで、第61条の場合は、事業終了までに判断します。 後段:お見込みのとおりです。
12	12	第4章	第31条	5		追加投資の判断のため、買取時期の判断は契約終了時ではなく投資判断をするタイミングに実施いただくようお願いいたします。	第31条第5項の場合は、事業者による当該保有資産等の完成・購入前までに判断します。なお、第61条の場合は、事業終了時の判断となります。
13	13	第4章	第32条	2	長期修繕計画に基づく修繕業務	長期修繕計画に定めがある場合は国負担という理解でよろしいでしょうか。	大規模修繕以外の修繕はすべて事業者の負担により実施する必要があります。なお、長期修繕計画は、要求水準書 8.2.2「表7 計画書等の作成」の「長期修繕計画書」に基づき事業者が立案し、国の確認を受けて定めます。
14	13	第4章	第33条	2	大規模修繕	大規模修繕中の制約に伴う事業者への営業補償義務を負担しないとありますが、協議とさせていただきます。または、別の停留場所の確保等処置を実施いただけませんかでしょうか。	前段:原案のとおりとします。 後段:事業者の運営にできる限り影響を及ぼさないよう、別の停留場所の確保等の処置を検討します。
15	15	第7章	第41条		事業者による表明及び保証	事業者の定款の目的が本事業の遂行に限定されていること。とあるが、どういった内容でしょうか。	事業者の定款の目的に、本事業の遂行のために必要な事項のみが記載されており、本事業の遂行と無関係な事項が記載されていないことを求める趣旨となります。
16	16	第7章	第42条	2	事業者による誓約事項	資本金一億円未満の中小企業にできるようお願いいたします。	応募グループの提案によるものであり、当該提案において資本金を1億円未満とすることは妨げるものではありません。

資料1 実施契約書(案)に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目等	質問内容	回答
17	20	第8章	第47条	3	責任及び損害等の分担原則	本契約に別段の規定がある場合を除き、本事業の実施に関する一切の費用は、全て事業者が負担する。とありますが、都度協議とさせていただきます。	原案のとおりとします。
18	22	第8章	第50条	6	不可抗力	不可抗力で事業者の負担を免れた費用をそのままサービス購入料減少とされるのは事業者の負担が大きい(連動して収入も減る場合があるため)ため、協議事項としてください。	原案のとおりとします。なお、収入の減少については、第51条(需要変動)の適用があり得ます。
19	22	第8章	第50条	6	不可抗力	不可抗力で事業者の負担を免れた費用をそのままサービス購入料減少とはどういった意味でしょうか。	不可抗力に起因して事業者が支出又は負担を免れた費用に相当する金額を、発注者から支払われるサービス購入料の金額から控除する趣旨となります。
20	28	第9章	第62条		違約金	違約金が、本契約解除時点から当初の運営権存続期間終了時点までに收受予定であったサービス購入料の残額の10分の1の合計とされていますが、多くのPFI事業と同様、当該年度のサービス購入料の10分の1としていただけますでしょうか。また、消費税相当額は含まれますでしょうか。	前段:原案のとおりとします。 後段:消費税相当額を含みます。実施契約書(案)を修正します。
21	34	別紙1			契約金額の内訳	第1回目の支払の請求時期が令和10年3月となっていますが、これは実施契約の締結日をいつと想定したものでしょうか。実施契約の締結日が令和8年度中の場合は、初回の請求時期を令和9年3月とすることは可能でしょうか。	実施契約の締結は令和8年度中を想定しており、契約締結が令和8年度中の場合は、初回請求を令和9年3月とすることは可能です。実施契約書(案)を修正します。
22	34	別紙1			契約金額の内訳	国への請求については、業務の履行の検査をもって、実施契約締結後に年1回の請求となると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	40	別紙4			業務委託・請負先	各項目業務委託・請負先は提案時に決定している項目でよいという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、提案書の提出以降、代表企業を除く構成企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとします。
24	41	別紙5			保険	保険金額で足りない場合の処置はどうなりますでしょうか。	発生した事象の内容に応じ、不可抗力に係る第50条その他の本契約の規定に基づき取り扱います。

資料2 基本協定書(案)に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目				項目等	質問内容	回答
1	11	第3章	第22条					実施契約の不成立	「既に国が本事業の準備に関して支出したと合理的に算定できる費用に相当する額及び当該額に係る消費税等の額の合計額につき、優先交渉権者及び事業者が連帯して負担する。」と記載があるが金額はいくらになりますでしょうか。	実施契約の不成立が確定した時点で、既に国が本事業の準備に関して支出したと合理的に算定できる費用を算定することとしているため、現時点では未定です。
2	12	第4章	第24条					談合等不正行為があった場合等の措置	実施契約の契約金額とは何を指すのでしょうか。	実施契約書(案)別紙1「契約金額の内訳」に定める「事業期間計」欄の合計金額を指します。なお、実施契約の締結前に第24条に規定する事象が発生し、実施契約が締結されなかった場合には、事業者提案に基づくサービス購入料とします。

資料3 要求水準書に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目		項目等	質問内容	回答
1	4	2	2.3	2.3.2	b)	バスターミナル運営等事業	販売する券種は事業者で判断してよいのでしょうか。	事業者にて現状のバス運用事業形態を把握し、利用者の利便性が維持できるように考慮した上で適宜判断してください。
2	4	2	2.3	2.3.2	b)	バスターミナル運営等事業	チケット販売手数料をバス運行事業者から収受してよいのでしょうか。	バス運行事業者と協議の上、対応してください。
3	10	2	2.7			更新投資の取り扱い	「将来的な2次交通としての多様なモビリティの利用対応として・・・事業者の費用負担により行うことができる」とあるが、例えば事業開始5年以内程度に実現する新規交通等を計画した場合は、ECI事業にて当初からの整備を検討していたことは可能でしょうか。また、可能であれば、何年以内の実現であれば初期整備をさせていただけるのでしょうか。	現時点においては、令和8年度までの完成に向けて整備を進めています。それまでの間であれば、整備内容に応じ意見等の反映の是非を検討します。
4	11	3	3.1	3.1.4		本事業の調整に関する事項	総括代理人又は総括代理人直属のスタッフ、統括管理責任者は施設に常駐する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	総括代理人又は総括代理人直属のスタッフ、統括管理責任者は施設に常駐する必要はありませんが、業務計画、業務実施内容及び要求水準の達成状況を、定常的かつ適切に把握・管理し、適切かつ確実な事業遂行ができるようにしてください。 なお、パリアフリー法上必要となるスタッフの常駐は必須です。
5	14	4	4.1	4.1.2		旅客用場所及び利便施設の整備方針	デジタル情報案内板及びデジタル複合情報案内板とは、添付資料4 設計・施工工事区分表の電気設備工事に記載のある情報表示設備(デジタルサイン)を指し、国がA工事に設置するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	14	4	4.1	4.1.2		旅客用場所及び利便施設の整備方針	収入で見込んでいる自動販売機の設置台数は1台以上、設置位置は提案とのことですが、設置可能場所をお示しいただけますでしょうか。	設置場所の想定はありません。「添付資料2 近鉄四日市駅バスターミナルの概略図面等」を参考とし、事業区域内において車両・歩行者の通行を妨げない場所に設置してください。
7	14	4	4.1	4.1.2		旅客用場所及び利便施設の整備方針	飲食・物販施設(店舗)のイートインスペースは待合スペースと併用は可能でしょうか。	飲食・物販施設(店舗)のイートインスペースを待合スペースとして併用することは可能です。ただし、バス待ちの利用者が待合スペースを利用できないことがないように運営してください。また、提案した飲食・物販施設(店舗)の面積・範囲は、事業者の責任において確実に運営してください。
8	19	5	5.2	5.2.1	b)	建築物点検保守管理業務	設備の更新計画は事業者の経験やノウハウに基づき作成してよいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	19	5	5.2	5.2.1	b)	建築物点検保守管理業務	建物の保守点検等の実施周期は事業者の経験やノウハウに基づき設定してよいのでしょうか。	お見込みのとおりです。

資料3 要求水準書に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目		項目等	質問内容	回答
10	19	5	5.2	5.2.2	a)	建築設備点検保守管理業務	業務の対象範囲について「バスシェルターを除く」とあるが、バスシェルター自体の管理は別途国が契約する事業者が行うとの理解でよろしいか。	バスシェルターは維持管理業務の対象となります。要求水準書を修正します。
11	19	5	5.2	5.2.2	b)	建築設備点検保守管理業務	設備の保守点検等の実施周期は事業者の経験やノウハウに基づき設定してよいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	20	5	5.2	5.2.3	b)	車路点検保守管理業務	車路について「関係法令に基づき点検、検査、測定、記録、必要書類の作成等」とは具体的にどのようなものでしょうか。	車路については、舗装点検要領等に基づいて点検、検査、測定、記録、必要書類の作成等を行います。詳細については、車路点検保守管理業務計画書の提出時に国と協議のうえ決定します。
13	20	5	5.2	5.2.6	b)	警備業務	有人警備が必要な時間を明示いただけますでしょうか。(早朝夜間を除く時間と想定)	有人警備については、要求水準書 添付資料6に示すとおりとし、「乗客整理員」は平日の午前7時～8時半、「横断歩道安全確保警備員」は平日の午前7時～8時半及び午後16時～20時を想定しています。その他は特定車両停留施設全体の安全面は各建物の開業時間を考慮し、事業者より提案してください。
14	20	5	5.2	5.2.6	b)	警備業務	有人警備及び機械警備とあるが、警備ロボットの活用により、サービス水準が保てれば、無人警備でも可能でしょうか。	サービス水準を満たすことを前提に協議可能です。
15	21	5	5.2	5.2.7	b)	清掃業務	清掃の実施周期は事業者の経験やノウハウに基づき設定してよいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	21	5	5.2	5.2.8		植栽維持管理業務	植栽配置図を開示お願いいたします。	植栽維持管理業務は事業者独自で整備した植栽が対象となるため、配置は事業者にて提案してください。
17	24	6	6.1	6.1.4		業務の実施体制	④にバス事業者とありますが、バス運行事業者のことでしょうか。	バス事業者のことを指します。バス事業者はバスの運行にかかる業務を主体的に実施すること想定しているため、「近鉄四日市駅バスターミナル検討部会」、「中央通り再編関係者調整会議」その他の関連する会議体に参加することを必須としています。
18	24	6	6.2	6.2.1	(1)	運行ダイヤの調整	①②にバス事業者とありますが、バス運行事業者のことでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書を修正します。

資料3 要求水準書に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目		項目等	質問内容	回答
19	24	6	6.2	6.2.1	(2)	運行管理	③にバス事業者とありますが、バス運行事業者のことでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書を修正します。
20	24	6	6.2	6.2.1	(2)	運行管理	多目的車両から停留料収受は可能でしょうか。	現時点では、「募集要項2.1(18)」の種類の車両が停留可能であり、それに該当する車両であれば、停留料金の収受は可能です。
21	24	6	6.2	6.2.2		料金徴収業務	新規バス会社や路線の誘致にあたり停留料の値引き設定は可能でしょうか。	停留料金の割引は可能ですが、事業者において、募集要項「2.1(8)事業者の収入」に示すとおり、運営業務を圧迫しない範囲で、自らの経営判断により、各種条件に抵触しないよう停留料金を設定してください。
22	24	6	6.2	6.2.2		料金徴収業務	「特定車両停留施設を利用することができるバス車両及びタクシー車両と同一の種類の車両を同時に2両以上停留させる付近の施設で道路の区域外に設置されており、かつ、一般公衆の用に供するものの停留料金に比して著しく均衡を失しないものであること。」とあるので、付近の施設の停留料を開示をお願いします。	付近の施設の停留料については、公表できません。 停留料金については、事業者自らで調査・企画し、一般公衆の用に供するものの停留料金に比して著しく均衡を失しないよう、事業者により提案してください。
23	25	6	6.2	6.2.3	(2)	安全教育	①②にバス事業者とありますが、バス運行事業者のことでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書を修正します。
24	26	6	6.2	6.2.5		主催業務	主催業務について火気、騒音等の制限あるか	主催業務においてマーケット等で物件設置を伴う場合は、道路法48条の45に基づく協議の対象となります。 その他は各種法令等を遵守のうえ、主催業務を検討してください。
25	26	6	6.2	6.2.5		主催業務	主催業務について、出展料(例えばマルシェ等)を自由に設定収受可能か	事業者が出展料を自由に設定し、徴収することは可能です。
26	26	6	6.2	6.2.7		デジタル化対応業務	②において、AIセンサー等の設置は国とするとありますが、添付資料4 設計・施工工事区分表の電気設備工事では、監視カメラ設備(AIセンサー等)はC工事に区分されています。いずれが正でしょうか。	特定車両停留施設の利用客や交通情報をモニタリングするためのAIセンサー等の設置は国としますが、賑わい施設内の監視カメラ設備は、必要であれば事業者にて適宜整備してください。それ以外の場所についても、必要に応じて事業者の負担により整備してください。
27	26	6	6.2	6.2.7		デジタル化対応業務	AIセンサー等の設置は国とあるが、導入費は国負担という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

資料3 要求水準書に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目		項目等	質問内容	回答
28	26	6	6.2	6.2.8		危機管理対応業務	避難誘導やバスターミナル機能確保のための必要最低限の備蓄品を備蓄しとあるが、備蓄用品の購入費は国負担という理解でよろしいでしょうか。	「要求水準書 4.1.2 表6」に記載のとおり、執務室内の交通機能に関わる機器(OA機器、バス管制用のセンサー設備及びバス管制に係る表示機・サーバー等)は事業者の負担となります。
29	27	6	6.2	6.2.9	(1)	バス便・タクシーの移行調整業務	バス事業者とありますが、バス運行事業者のことでしょうか。	バス事業者のことを指します。 バス事業者はバスの運行にかかる業務を主体的に実施すること想定しているため、バス便・タクシーの移行調整および関係事業者との協議への参加を必須としています。
30	29	7	7.4			事業者が必要と考え、任意で行う事業・業務	運営事業における主催事業と利便増進事業における事業者等が任意に行う事業の業務上の取り扱いの違いや各想定事業例についてご教示願います。	主催事業は、待合空間におけるマーケットや歩行者広場におけるイベント等を指します。 利便増進事業における任意事業は、上記以外で事業者による独自提案が該当します。
31	29	7	7.4			事業者が必要と考え、任意で行う事業・業務	ネーミングライツは可能でしょうか。	現時点では、ネーミングライツは不可とします。
32	29	7	7.4			事業者が必要と考え、任意で行う事業・業務	サイネージ以外の広告掲出(看板等)は自由に実施可能でしょうか。	各種法令、条例等を遵守のうえで広告掲出することは可能です。なお、広告掲出にあたっては、その内容を「運營業務計画書」に記載し、国に提出してください。
33	29	7	7.4			事業者が必要と考え、任意で行う事業・業務	収入で見込んでいる広告料収入について、設置可能場所をお示しいただけますでしょうか。	広告掲出はデジタル情報案内板・デジタル複合情報案内板としています。デジタル情報案内板・デジタル複合情報案内板の設置場所は「添付資料10 情報提供施設設置箇所」において示しています。 それ以外の広告掲出の場所・方法については、各種法令、条例等を遵守のうえで事業者により提案してください。
34	29	7	7.4			事業者が必要と考え、任意で行う事業・業務	デジタルサイネージ以外の広告掲出場所について、広告を掲載する台や掲示する際の額縁は国の費用により設置頂けますでしょうか。	国による設置は想定していません。
35	-	添付資料5				外構施設設範囲図	「外構施設対象外範囲」は国の負担と責任で管理する理解でよいでしょうか。	「外構施設対象外範囲」は国で管理は行いません。
36	-	添付資料8				利便施設の範囲	SPCの事務所は執務室であるとの理解でよろしいでしょうか。	執務室は、バスターミナル内の運行管理及び特定車両停留施設の運営にかかわる業務従事者の室であるため、SPCの事務所を執務室に置くことはできません。

資料3 要求水準書に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目等	質問内容	回答
37	-	添付資料9			維持管理・運営体制の参考図	常駐必須の要員とその時間をご教示ください。	人員配置について、「バリアフリー法上必要となる乗換案内スタッフ」は午前4時～午前1時を想定しています。その他の「乗客整理員」及び「横断歩道安全確保警備員」は要求水準書 添付資料6に示す時間を想定しています。 バリアフリー法上必要となる乗換案内スタッフは常駐としますが、その他については安全性やサービス水準を確保することを前提に、事業者により提案してください。
38	-	添付資料9			維持管理・運営体制の参考図	統括代理人とSPCの代表取締役は兼務可能でしょうか。	要求水準を満たすことを前提に兼務が可能です。
39	-	添付資料9			維持管理・運営体制の参考図	統括代理人と運営・維持管理統括管理責任者は兼務可能でしょうか。	統括代理人は運営統括管理責任者もしくは維持管理統括管理者のいずれか一方のみ兼務可能です。 要求水準書を修正します。
40	-	添付資料9			維持管理・運営体制の参考図	統括代理人直属スタッフと案内スタッフは兼務可能でしょうか。	要求水準を満たすことを前提に兼務が可能です。
41	-	添付資料9			維持管理・運営体制の参考図	運営と維持管理統括管理責任者は兼務可能でしょうか。	兼務できません。
42	-	添付資料9			維持管理・運営体制の参考図	乗客整理員と窓口案内スタッフは兼務可能でしょうか。	要求水準を満たすことを前提に兼務が可能です。
43	-	添付資料9			維持管理・運営体制の参考図	警備責任者と安全確保警備員は兼務可能でしょうか。	要求水準を満たすことを前提に兼務が可能です。
44	-	添付資料9			維持管理・運営体制の参考図	チケット販売の無人化を検討しておりますが、サービス水準が保てれば、チケット販売は有人でなくてもよろしいでしょうか。	建物番号③は有人でのチケット販売を基本とします。 ただし、有人チケット販売と同等以上の利用者利便性が確保されることができるとした場合のみ、無人化に対する協議に応じます。 無人化の提案を行う場合は、「同等以上」となることが明確にわかるようにしてください。 建物番号⑥は無人でも構いません。

資料4 様式集及び記載要領に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目等	質問内容	回答
1	-					A4二枚となっている提案書をA3サイズで作成することは可能でしょうか。	様式集及び記載要領に記載のとおり、A4版で作成願います。
2	-					提案書には、提案内容を補足する資料を添付してよろしいでしょうか。	様式集及び記載要領にて指定された提案書の枚数の中に含めてください。
3	2	作成要領	2)	(3) (4)	応募書類 資格審査書類	応募書類及び資格審査書類については各1部を紙で提出するとの理解でよろしいでしょうか。	応募書類及び資格審査書類は、各1部を紙で提出するとともに、様式集及び記載要領2)に基づき電子データをそれぞれCD-Rにて提出してください。
4	2	作成要領	2)	(3) (4) (5)	応募書類 資格審査書類 提案審査書類	CD-Rでの提出については応募書類で1枚、資格審査で2枚、提案審査書類で2枚の計5枚の提出との理解でよろしいでしょうか。	応募書類、資格審査、提案審査書類で各2枚の合計6枚の提出としてください。様式集及び記載要領を修正します。
5	2	作成要領	2)	(5)	提案審査書類	提案書の作成ソフトとしてWordを基本とする。とありますが、Powerpointで作成することは可能でしょうか。	様式集及び記載要領に記載のとおり、提案書の作成ソフトはWordを使用してください。図等を貼り付ける場合は、その図表の作成にPowerpoint等を使用しても構いません。
6	12, 14	様式6,7			応募者の名称等、委任状	中部地方整備局に対する入札権限を支社の支社長等に委任している場合、代表者氏名は支社長名、押印も支社長印でよろしいでしょうか。また、支社長印を印鑑登録していない場合、様式12の添付資料のうち、印鑑証明書は提出不要という理解でよろしいでしょうか。	応募書類の添付書類として、本社から支社への本公募に関する委任状(様式は任意、宛先は中部地方整備局長)と本社の印鑑証明書を提出してください。
7	21	様式12			添付資料提出確認書	法人税納税書及び、消費税納税証明書は合わせて納税証明書その3の3でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
8	21	様式12			添付資料提出確認書	競争参加資格の等級を証する書類の写しについては「統一資格審査申請・調達情報検索サイト」における有資格者名簿のデータでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	37	様式14-B			資金収支計画表	期末累積資金残高を間接法に基づく方法により算出する様に見受けれますが、直接法にて算出し、適宜項目を修正してもよろしいでしょうか。	直接法にて算出し、適宜項目を修正しても構いません。
10	37	様式14-B			資金収支計画表	様式14-B 資金収支計画表において開業準備期間にも国が支払うサービス購入料を記入できますが、必要であればその部分に金額記入出来る理解でよろしいでしょうか。	サービス購入料は、実施契約に基づいて支払うものとしており、実施契約締結前である開業準備期間中に国がサービス購入料を支払うことはありません。

資料5 事業者選定基準に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目				項目等	質問内容	回答
1	8	6						評価項目	評価項目として、開業準備の評価基準のなかに事業スケジュールの記載がありません。(様式15)の事業スケジュール表は評価に入らないのでしょうか。	様式15については、開業準備に関するスケジュールとして、開業準備の評価項目に含めて評価します。

その他

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目等	質問内容	回答
1	-	貸与資料			掲示資料の貸与等	貸与された資料のバスターミナル設置により、現在の停留料金の負担が軽減されるとはどういった理由でしょうか。	分散していた乗り場を集約することで、効率的なバス運用が行えるためです。
2	-	貸与資料			掲示資料の貸与等	貸与された資料の根拠として1台当たりの単価停留料	1台当たりの単価は公表できません。収支計画については、事業者自らの経営判断により検討し、提案してください。
3	-	貸与資料			掲示資料の貸与等	貸与された資料の根拠として路線バス何台、タクシー何台をご教示ください。	台数については公表できません。収支計画については、事業者自らの経営判断により検討し、提案してください。
4	-	貸与資料			掲示資料の貸与等	貸与された資料の根拠として1台当たりの単価停留料をご教示ください。また、その単価は発着それぞれではなく、合わせて1回分でしょうか。仮に到着のみまたは出発のみの車両があればそちらについても、ご教示ください。	1台当たりの単価は公表できません。収支計画については、事業者自らの経営判断により検討し、提案してください。
5	-	貸与資料			掲示資料の貸与等	貸与された資料の根拠として金額の算出式をご教示ください。	金額の算出式は公表できません。収支計画については、事業者自らの経営判断により検討し、提案してください。
6	-	貸与資料			掲示資料の貸与等	貸与資料で提示された金額については、バス会社との合意が済んでおり、収支計画として見込んでよい金額ということでしょうか。	貸与資料で提示した金額は現状の年間停留料金を示したものです。収支計画については、これを参考に現状のバス運用事業形態に留意した上で提案してください。
7	-	その他				提出書類の記名捺印は代表者ではなく権限を持つ部署長でよろしいでしょうか。	本公募に関する手続きの全てに権限を有していれば部署長名で問題ありません。一部のみ権限を有している場合は、応募書類の添付書類として、代表者から部署長への委任状(様式は任意、宛先は中部地方整備局長)を提出してください。
8	-	その他				提出書類の納税証明書は何番の何になりますでしょうか。	納税証明書は、その3の3を提出してください。
9	-	その他				固定資産税の負担は不要という理解でよろしいでしょうか。	本施設に関して固定資産税を負担する必要はありません。
10	-	その他				外構床の素材は何かご教示ください。(アスファルト、芝、インターロッキング等)	現在設計中のため公表はできません。
11	-	その他				設備のメーカー・品番リストが必要のため現時点可能な範囲で開示をお願いいたします。	現在設計中のため公表はできません。